

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第13号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第14号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第19号 「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物
品売払代金の徴収事務の委託……………（観光振興課）…2
- 告示第20号 「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物
品売払代金の指定納付受託者の指定……………（観光振興課）…2
- 告示第21号 宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料の徴収事務
の委託……………（博物館管理課）…2
- 告示第22号 宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料の指定納付
受託者の指定……………（博物館管理課）…2
- 告示第23号 指定居宅介護支援事業所の指定
……………（介護保険課）…3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第2号 選挙運動費用収支報告書要旨の公表……………3

監 査 委 員

- 公表第1号 定期監査の結果に関する報告の公表……………4
- 公表第2号 定期監査の結果に関する報告の公表……………5

告示

宇治市告示第13号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年2月20日から14日間

令和6年2月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
広野町 31号 線	広野町東裏74番地の4（右）	前	1.5 ～2.0	25.9	
	広野町東裏111番地の4				
	広野町東裏74番地の4（右）	後	6.0	25.9	
	広野町東裏111番地の4				

(掲示済)

宇治市告示第14号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年2月20日から14日間

令和6年2月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
広野町31号線	広野町東裏74番地の4（右） 広野町東裏111番地の4	令和6年2月20日

(掲示済)

宇治市告示第19号

「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物品売払代金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物品売払代金の徴収の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社JTB京都中央支店
京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167
A Y A 四条烏丸ビル
- 委託事務
「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物品売払代金の徴収
- 委託期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

宇治市告示第20号

「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物品売払代金の指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券の物品売払代金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社JTB京都中央支店
京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167
A Y A 四条烏丸ビル
- 指定年月日
令和5年12月1日

宇治市告示第21号

宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料」に係る徴収の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社JTB京都中央支店
京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167
A Y A 四条烏丸ビル
- 委託事務
「宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料」の徴収
- 委託期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

宇治市告示第22号

宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料の指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、「宇治市源氏物語ミュージアムの観覧料」に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社JTB京都中央支店
京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167
A Y A 四条烏丸ビル
- 指定年月日
令和5年12月1日

宇治市告示第23号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和6年3月1日

宇治市長 松村 淳子

Table with 5 columns: 介護保険事業所番号, 事業所の名称, 事業所の所在地, 事業者の名称, 指定年月日, サービスの種類. Row 1: 26612, 医療法人糖心会べっぶ居宅介護支援事業所, 京都府宇治市宇治半白17番地の1宇治ブラザ202号, 医療法人糖心会, 令和6年3月1日, 居宅介護支援.

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第2号

選挙運動費用収支報告書要旨の公表について

令和5年4月23日執行の宇治市議会議員一般選挙における各候

補者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 宇治市議会議員一般選挙
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 4,932,800円
3 報告書の要旨(令和6年2月9日現在) ※公費負担によるポスター及びビラ制作経費を含む。

Table with columns: 候補者氏名(所属党派), 回数, 収入(円), 支出(円), 合計(円). Sub-columns for 支出 include: 人件費, 家賃費, 通信費, 交通費, 印刷費, 広告費, 文具費, 食料費, 宿泊費, 雑費. Rows include candidates like 秋月 新治, 池本 将孝, etc.

徳永 未来 (日本共産党)	1	430,740	0	82,032	0	0	539,831	237,399	0	24,504	0	4,725	888,541
合計		430,740	0	82,032	0	0	539,831	237,399	0	24,504	0	4,725	888,541
鳥居 進 (公明党)	1	1,230,336	0	212,345	0	0	643,110	450,333	5,890	133,853	0	214,440	1,659,971
2	5,621	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,621	5,621
合計		1,235,957	0	212,345	0	0	643,110	450,333	5,890	133,853	0	220,061	1,665,592
中村 麻伊子 (自由民主党)	1	1,291,880	127,000	330,000	0	2,010	536,530	395,350	0	85,099	0	305	1,476,354
2	150,000	165,000	0	0	0	10,480	0	78,400	0	0	0	0	253,880
3	66,606	0	0	0	78,452	0	0	0	0	0	220	78,672	78,672
合計		1,508,486	292,000	330,000	78,452	12,490	536,530	473,750	0	85,099	0	525	1,808,906
西岡 伸子 (公明党)	1	1,074,852	0	107,200	0	420	643,110	558,725	180	125,045	0	71,303	1,505,983
2	1,417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,417	1,417
合計		1,076,269	0	107,200	0	420	643,110	558,725	180	125,045	0	72,720	1,507,400
西川 友康 (立憲民主党)	1	1,550,387	91,000	60,000	18,728	0	511,340	462,500	0	68,986	0	15,387	1,227,941
合計		1,550,387	91,000	60,000	18,728	0	511,340	462,500	0	68,986	0	15,387	1,227,941
西川 美代子 (公明党)	1	1,119,216	0	222,200	0	0	644,510	446,028	660	81,488	0	126,634	1,521,520
2	2,145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,145	2,145
合計		1,121,361	0	222,200	0	0	644,510	446,028	660	81,488	0	128,779	1,523,665
西川 康史 (自由民主党)	1	1,270,000	310,000	197,800	25,776	19,960	534,230	324,500	0	44,872	0	0	1,457,188
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,883	2,883
3	0	0	0	0	10,256	0	0	0	0	0	0	0	10,256
合計		1,270,000	310,000	197,800	36,032	19,960	534,230	324,500	0	44,872	0	2,883	1,470,327
野川 正克 (自由民主党)	1	929,200	246,500	33,200	0	19,920	500,341	398,540	600	77,256	0	14,790	1,291,147
2	0	0	0	0	30,767	0	0	0	0	0	0	0	30,767
合計		929,200	246,500	33,200	30,767	19,920	500,341	398,540	600	77,256	0	14,790	1,321,914
服部 正 (立憲民主党)	1	1,500,000	105,000	290,755	16,513	0	500,340	445,878	1,323	47,713	0	3,359	1,410,881
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,370	5,370
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,292	6,292
合計		1,500,000	105,000	290,755	16,513	0	500,340	445,878	1,323	47,713	0	15,021	1,422,543
藤田 智晴 (日本維新の会)	1	840,571	0	50,000	0	11,300	452,400	266,935	4,180	52,291	0	3,465	840,571
合計		840,571	0	50,000	0	11,300	452,400	266,935	4,180	52,291	0	3,465	840,571
堀 明人 (自由民主党)	1	2,082,000	373,000	395,605	0	6,500	579,800	466,080	0	83,009	0	0	1,903,994
合計		2,082,000	373,000	395,605	0	6,500	579,800	466,080	0	83,009	0	0	1,903,994
松峯 茂 (立憲民主党)	1	800,000	130,000	370,000	0	12,240	456,840	60,500	0	63,293	0	17,296	1,110,169
2	235,870	0	0	0	0	0	95,830	204,150	0	0	0	0	300,000
合計		1,035,870	130,000	370,000	0	12,240	552,630	264,650	0	63,293	0	17,296	1,410,169
宮本 繁夫 (日本共産党)	1	547,289	105,000	84,000	0	0	536,310	243,739	0	23,450	0	20,567	1,013,066
合計		547,289	105,000	84,000	0	0	536,310	243,739	0	23,450	0	20,567	1,013,066
山崎 匡 (日本共産党)	1	1,404,166	140,000	510,000	20,381	1,600	539,831	222,218	2,991	36,626	0	17,743	1,491,440
2	0	0	0	7,276	0	0	0	0	0	0	0	55,782	63,058
合計		1,404,166	140,000	510,000	27,657	1,600	539,831	222,218	2,991	36,626	0	73,525	1,554,498
山本 優子 (日本共産党)	1	709,889	40,000	26,000	34,673	0	534,346	202,650	5,992	19,385	0	7,428	870,474
2	0	0	0	0	35,713	0	0	0	0	0	0	0	35,713
合計		709,889	40,000	26,000	70,386	0	534,346	202,650	5,992	19,385	0	7,428	906,187
吉國 光伸 (無所属)	1	600,000	0	0	8,334	3,400	364,210	32,615	15,757	3,262	28,472	35,206	491,256
合計		600,000	0	0	8,334	3,400	364,210	32,615	15,757	3,262	28,472	35,206	491,256
渡辺 浩司 (自由民主党)	1	1,450,000	53,125	515,731	11,264	4,560	509,940	463,240	1,310	33,884	0	8,097	1,601,151
合計		1,450,000	53,125	515,731	11,264	4,560	509,940	463,240	1,310	33,884	0	8,097	1,601,151
渡辺 俊三 (日本共産党)	1	370,889	0	60,874	0	8,938	536,310	231,283	13,914	2,375	0	16,285	869,979
2	6,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,606	6,606
3	6,616	0	0	6,616	0	0	0	0	0	0	0	0	6,616
合計		384,111	0	60,874	6,616	8,938	536,310	231,283	13,914	2,375	0	22,891	883,201

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月16日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

報償費支出状況（学校教育課、教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

委託料支出状況（学校教育課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

補助金支出状況（学校教育課、教育支援課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育委員会学校教育課、教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター及び大久保青少年センターにおける事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年11月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年12月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 学校教育課

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

2 教育支援課

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

3 善法青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

4 河原青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

5 大久保青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月16日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査として、学校実地監査を宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

宇治小学校、御蔵山小学校、笠取小学校及び黄檗中学校を対象に、備品・公印管理状況、郵券・金券類管理状況、理科室薬品管理状況、施設・設備管理状況及び危機管理体制整備状況について監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、各種の管理が適切に行われているか、危機管理体制が十分に整備されているか、主として児童・生徒の安全が守られているかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、宇治小学校、御蔵山小学校、笠取小学校及び黄檗中学校における事

務事業を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年10月6日から12月6日までに、監査対象校及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、監査委員が監査対象校において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 宇治小学校

- (1) 備品・公印管理状況について
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

2 御蔵山小学校

- (1) 備品・公印管理状況について
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

3 笠取小学校

- (1) 備品・公印管理状況について
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

4 黄檗中学校

- (1) 備品・公印管理状況について
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について
適切に整備されていた。

(揭示済)

